

議案第 79 号

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

白岡市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年白岡市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 市長の項を 4 市長の項とし、2 市長の項を 3 市長の項とし、1 市長の項を 2 市長の項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 1

28号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又

		は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法

	者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日 提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人の医療扶助のオンライン資格確認を実施することに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。